八一　厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件　二四　61　七六
八二　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく令和四年度の単位掛金額を定める件　二五　63　五〇
八三　生活保護法による保護の基準の一部を改正する件　二五　63　五一
八四　労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件　二五　64　八五
八五　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　二五　64　九三
八六　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件　二五　64　一〇一
八七　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件　二五　64　一〇三
八八　要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件　二五　64　一〇三
八九　遺伝子治療等臨床研究に関する指針の一部を改正する件　二五　64　一一
九〇　令和三年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額　二五　64　一一七

九一　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する件　二五　64　一二七
九二　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示　二五　64　一二七
九三　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき令和四年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件　二五　64　一三
九四　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件　二八　四
九五　特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件　二八　66　三三
九六　特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件　二八　66　三五
九七　特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件　二八　66　三七

九八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　二八　66　三九
九九　厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件　二八　66　四〇
一〇〇　医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件　二八　66　四〇
一〇一　国立武蔵野学院附属人材育成センター入所規程の一部を改正する件　二八　66　四一
一〇二　児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部を改正する件　二九　67　九一
一〇三　次世代育成支援対策推進法第十四条第一項に規定する厚生労働大臣の定める表示の全部を改正する告示　二九　67　九四
一〇四　次世代育成支援対策推進法第十五条の四第一項に規定する厚生労働大臣の定める表示の全部を改正する告示　二九　67　九七
一〇五　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件　二九　67　九八
一〇六　障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件　三〇　四

一〇七　労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件　三〇　68　一六九
一〇八　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件　三〇　68　一七三
一〇九　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件　三〇　68　一七五
一一〇　児童福祉法第十三条第九項の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示　三〇　68　一七五
一一一　救済給付の現価に相当する額の算定方法の一部を改正する件　三〇　68　一七五
一一二　医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療　三一　三
一一三　臨床工学技士法第十四条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目　三一　四
一一四　医療用エックス線装置基準の一部を改正する件　三一　六
一一五　消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件　三一　70　八五
一一六　労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件等の一部を改正する件　三一　71　一〇